

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和7年
小樽市議会

第3回定例会議案

令和 7 年度小樽市一般会計補正予算

令和 7 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 457,762 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,901,891 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		千円 58,000	千円 △ 449	千円 57,551
	1 地方特例交付金	58,000	△ 449	57,551
13 地方交付税		15,883,000	△ 19,760	15,863,240
	1 地方交付税	15,883,000	△ 19,760	15,863,240
17 国庫支出金		13,520,816	2,607	13,523,423
	1 国庫負担金	10,599,904	1,815	10,601,719
	2 国庫補助金	2,895,557	792	2,896,349
18 道支出金		4,301,994	990	4,302,984
	1 道負担金	3,305,523	914	3,306,437
	2 道補助金	688,064	76	688,140
20 寄附金		1,258,330	10,180	1,268,510
	1 寄附金	1,258,330	10,180	1,268,510
21 繰入金		2,730,159	262,423	2,992,582
	2 基金繰入金	2,694,316	262,423	2,956,739
22 繰越金		1	200,271	200,272
	1 繰越金	1	200,271	200,272
23 諸収入		2,759,639	1,500	2,761,139
	4 雑収入	1,536,534	1,500	1,538,034
歳入合計		66,444,129	457,762	66,901,891

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 5,296,266	千円 310,603	千円 5,606,869
	1 総 務 管 理 費	4,831,181	310,603	5,141,784
3 民 生 費		27,183,450	5,214	27,188,664
	1 社 会 福 祉 費	13,824,744	5,214	13,829,958
8 土 木 費		7,684,789	1,749	7,686,538
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,235,203	1,659	3,236,862
	4 都 市 計 画 費	1,046,327	90	1,046,417
10 教 育 費		3,369,919	10,060	3,379,979
	1 教 育 総 務 費	131,413	10,050	141,463
	5 社 会 教 育 費	435,134	10	435,144
12 諸 支 出 金		127,500	130,136	257,636
	2 財 政 調 整 基 金 費	8,278	130,136	138,414
歳 出 合 計		66,444,129	457,762	66,901,891

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
防 災 関 係 経 費 (業務継続計画改定事業費)	令 和 8 年 度	千円 8,261
建 設 機 械 整 備 費 (タイヤドーザ購入1台)	令 和 8 年 度	46,000

令和 7 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100,556 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,662,155 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		千円 938	千円 246	千円 1,184
	1 財産運用収入	938	246	1,184
6 繰越金 〔従来の6款を7款 に改める。〕		—	100,310	100,310
	1 繰越金	—	100,310	100,310
歳入合計		12,561,599	100,556	12,662,155

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		千円 938	千円 98,398	千円 99,336
	1 基金積立金	938	98,398	99,336
5 諸支出金		7,000	2,158	9,158
	2 返還金	—	2,158	2,158
歳出合計		12,561,599	100,556	12,662,155

令和 7 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 89,404 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,628,653 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 支払基金交付金		千円 4,081,438	千円 △ 54,353	千円 4,027,085
	1 支払基金交付金	4,081,438	△ 54,353	4,027,085
4 道 支 出 金		2,133,498	132	2,133,630
	2 道 補 助 金	79,545	132	79,677
5 財 産 収 入		5,246	10	5,256
	1 財産運用収入	5,246	10	5,256
7 繰 越 金 〔従来の7款を8款 に改める。〕		—	143,615	143,615
	1 繰 越 金	—	143,615	143,615
歳 入 合 計		15,539,249	89,404	15,628,653

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		千円 14,573,508	千円 —	千円 14,573,508
	1 介護サービス等 諸 費	13,881,178	△ 7,600	13,873,578
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	442,199	7,600	449,799
4 基 金 積 立 金		5,246	8,317	13,563
	1 基 金 積 立 金	5,246	8,317	13,563
5 諸 支 出 金		40,943	81,087	122,030
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100	81,087	86,187
歳 出 合 計		15,539,249	89,404	15,628,653

令和 7 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,840 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,690,944 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		千円 —	千円 84,840	千円 84,840
〔従来の4款を5款 に改める。〕	1 繰 越 金	—	84,840	84,840
歳 入 合 計		2,606,104	84,840	2,690,944

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,537,343	千円 84,840	千円 2,622,183
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,537,343	84,840	2,622,183
歳 出 合 計		2,606,104	84,840	2,690,944

令和 7 年度小樽市下水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 7 年度小樽市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度小樽市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条本文を「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、維持管理費の財源に充てるため、下水道事業債（大規模下水道管路特別重点調査事業）12,800千円を、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債（特別措置分）3,000千円を借り入れる。」に改め、同条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		入	
第 1 款 下水道事業収益	3,513,219千円	2,472千円	3,515,691千円
第 1 項 営業収益	2,015,548千円	90千円	2,015,638千円
第 2 項 営業外収益	1,497,571千円	2,382千円	1,499,953千円
		出	
第 1 款 下水道事業費用	3,808,433千円	14,000千円	3,822,433千円
第 1 項 営業費用	3,713,906千円	14,000千円	3,727,906千円

第 3 条 予算第 6 条の表中

起債の目的	限度額
	千円
下水道事業費	1,061,400

起債の目的	限度額
	千円
下水道事業費	1,061,400

下水道事業債 (特別措置分)	39,400	を	下水道事業債 (大規模下水道管路特別重点調査事業)	12,800
			下水道事業債 (特別措置分)	39,400

に改める。

令和7年9月2日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 6 号

令和 6 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 6 年度小樽市一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 7 号

令和 6 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 6 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算が別冊
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 8 号

令和 6 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 6 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 9 号

令和 6 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 6 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が
別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監
査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 0 号

令和 6 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 6 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和 6 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 6 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 号

令和 6 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 6 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 号

令和 6 年度小樽市病院事業決算認定について

病院事業管理者から令和 6 年度小樽市病院事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 4 号

令和 6 年度小樽市水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和 6 年度小樽市水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 5 号

令和 6 年度小樽市下水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和 6 年度小樽市下水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 6 号

令和 6 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

令和 6 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算を別冊のとおり作成したので、
地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議
会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 7 号

令和 6 年度小樽市簡易水道事業決算認定について

令和 6 年度小樽市簡易水道事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 6 年小樽市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 17 条の 2 第 1 項」を「第 17 条の 3 第 1 項」に改める。

第 17 条の 3 を第 17 条の 4 とする。

第 17 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 17 条の 3 とする。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、小樽市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小樽市条例第 6 号）第 11 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項に規定する申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 小樽市職員の育児休業等に関する条例第11条第1項に規定する申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるためであります。

小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小樽市条例第 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 中「及び勤務日ごとの勤務時間」を「(同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の請求に係る場合にあっては、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間)」に改める。

第 8 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 6 年小樽市条例第 29 号）第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「第 1 号部分休業の承認は」に改め、同条第 2 項中「小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の次に「(平成 6 年小樽市条例第 29 号)」を加え、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 8 条の 2 法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間

を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第8条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第8条の4 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第8条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第9条中「職員が」の次に「法第19条第1項に規定する」を加える。

第10条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第10条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年小樽市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「ため1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

(小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年小樽市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「ため1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の請求をする場合における第1条の規定による改正後の小樽市職員の育児休業等に関する条例第8条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員に準じ、部分休業の取得要件を緩和するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により部分休業が拡充されることに伴う所要の改正を行うためであります。

小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例
小樽市水道事業給水条例（昭和 4 5 年小樽市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 2 4 条中「すみやか」を「速やか」に改める。

別表第 2 号中「別表第 2 号」を「別表第 2 号（第 3 5 条関係）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国からの通知を踏まえ、災害等の場合において、他の水道事業者が指定した工事事業者等による給水装置工事の施行を可能にするとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市下水道条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市下水道条例の一部を改正する条例
小樽市下水道条例（昭和 4 5 年小樽市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第 4 第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）又は他の公共下水道管理者が排水設備工事を行うことができる者として指定した者が排水設備工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第 1 7 条第 4 項中「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国からの通知を踏まえ、災害等の場合において、他の公共下水道管理者が指定した工事店等による排水設備工事の実施を可能にするとともに、所要の改正を行うためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 2 号

小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
小樽市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小樽市条例第 3 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「、外科」の次に「、呼吸器外科」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、市立病院の診療科目として呼吸器外科を新設する
ためであります。

工事請負変更契約について

公営住宅建替工事（塩谷 B 住宅）の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 公営住宅建替工事（塩谷 B 住宅）
- 2 契 約 金 額
 - 変 更 前 9 億 5, 7 0 0 万円
 - 変 更 後 9 億 6, 2 6 1 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号
阿部・近藤共同企業体
代表者
阿部建設株式会社

工事請負変更契約について

公営住宅建替機械設備工事（塩谷 B 住宅）の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 公営住宅建替機械設備工事（塩谷 B 住宅）
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 1 億 7, 6 0 0 万 円
 変 更 後 1 億 8, 0 7 8 万 5, 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市入船 5 丁目 2 4 番 7 号
 山吹・コマツダ共同企業体
 代表者
 山吹商工株式会社

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 6 号

損害賠償額の決定について

令和 6 年 1 0 月 6 日 午前 1 0 時 4 4 分 頃、消防本部の救助工作車が、小樽市
張碓町 2 9 番 3 付近の国道 5 号上で、小樽市

が管理する照明灯に衝突し、損害を与えた。

この賠償額を下記のとおり決定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

賠償額 5 6 9 万 5 6 0 円

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 27 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

小樽市議会議員	松	井	真美子
同	酒	井	隆 裕
同	高	野	さくら
同	小	貫	元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から43年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国及び日本政府が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 28 号

小樽市教育委員会委員の任命について

下記の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 24 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

黒 田 仁 美